

会員の皆様へ

平素は、当商工会の諸事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、毎月会員一斉訪問でネットSCIや経営情報誌等を配布させていただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、訪問を取り止め、郵送により提供させていただくことといたしました。
会員の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

労働保険の年度更新はお早めに！

労働保険（労災保険・雇用保険）の2019年度確定保険料と2020年度概算保険料の申告・納付は

労働保険の加入はお済みですか？

労働者を雇用する全ての事業主（農林水産の事業の一部を除く）は、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、速やかに加入手続きをとられるようお願いいたします。

◆労働保険に関する事務処理を、事業主に代わって行う労働保険事務組合制度があります。伊賀市商工会は、厚生労働大臣の許可を受け労働保険事務組合となっております。事務組合へ事務処理を委託すると次のような利点があります。

- ①労働者を使用する事業主（家族従事者を含む）の方も労災保険に特別加入することができます。
- ②労働保険料の額にかかわらず、保険料を3回に分割納付できます。
- ③労働保険料申告・納付事務や雇用保険等各種手続を事業主に代わって行います。（別途手数料が必要です。）

●● 補助金等対応個別相談会のご案内 ●●

伊賀市商工会では、生産性向上・販路開拓など新たな取組みを考えている事業者の方に対して、補助金等に対応する個別相談会を下記のとおり開催いたします。是非ビジネスにお役立てください。

相談日	時間	定員	講師	場所
4月27日（月）	13:30~16:30	3名	合同会社 地域創造研究所 松本圭史 氏	伊賀市商工会館 相談室 （伊賀市下柘植723-1）
5月15日（金）	13:30~16:30	3名	合同会社 地域創造研究所 松本圭史 氏	
5月26日（火）	13:30~16:30	3名	木津中小企業診断士・FP事務所 木津博典 氏	

※相談をご希望の方は、本所までお申し込みください。

専門家派遣制度のご案内

専門家派遣事業は、小規模事業者の皆様の経営・営業・生産・技術など様々な問題解決や新商品開発・新分野進出等の経営革新を支援する制度です。事業所のご要望に応じて登録された各分野の専門家を直接事業所に派遣し、専門家の立場で具体的・実践的な指導やアドバイスをいただく事により課題等の解決を図ります。相談は無料です。 *お申し込み、お問い合わせは商工会本所または最寄りの支所へ*

● パソコン経理講習会のご案内 ●

～弥生会計ソフトを使って会計処理を簡単にしませんか？～

簿記がわからない！ 経理の仕訳って？？ パソコンがちょっと苦手で・・・。会計ソフトを活用すると、日常の経理が簡単に行えるほか、元帳や決算書等が自動的に作成され、とても便利です。会計ソフト「弥生会計」を利用した経理講習会を開催致します。パソコンの苦手な方や簿記の初心者でも、わかりやすく基礎からゆっくり学んでいただけます。この機会に是非ご参加ください。

開催日	時間	定員	講師	場所
6月8日(月)	13:30～16:30	5名	INO-SUN 井上仁乙氏	伊賀市商工会館 研修室 (伊賀市下柘植723-1)
	18:00～21:00	5名		

内容： 弥生会計の導入、日常取引入力、集計表の作成、バックアップの仕方等
 受講料： 無料
 その他： パソコンはこちらでご用意致しますのでお気軽にお申し込みください。



※中1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12年生のみなさんへご参加ください



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金のご案内 (令和2年4月以降分)

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対する助成金が支給されます。また、同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援されます。当初は令和2年2月27日から3月31日までの適用でしたが、今般対象となる休暇取得の期限が延長されました。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた事業主
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等(小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等)に通う子ども
- ② i)～iii)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額×10/10 1日当たり8,330円を支給上限
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、1日当たり4,100円

●適用日：令和2年4月1日～6月30日の間に取得した休暇

●申請期間：令和2年4月15日頃に支給要領等の公表、申請受付開始予定

●お問い合わせ：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 0120-60-3999 (土日・祝日含む 9:00～21:00)

◆職員異動のお知らせ(令和2年4月1日)

- ・経営支援員 奥山莉帆(青山支所)が松阪北部商工会へ異動になりました



《貸付金利の状況》

(令和2年4月1日現在)

日本政策金融公庫	普通貸付基準利率(使用用途、返済期間、担保の有無等により異なる)	基準金利
	経営改善貸付(無担保・無保証人)	特別金利F
三重県融資制度	小規模事業資金(第三者保証不要・別途保証料)	1.60%または1.70% →
商工貯蓄共済制度	一般(保証料不要)	1.675%～2.075% →
	保証協会保証付(別途保証料)	1.40% →